平成２７年（フ）第２５０号
福岡県糟屋郡志免町王子４丁目７番19号
債務者　万田　麻子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２５３号
福岡県大野城市御笠川２丁目18番21号　ル・ボア大野城303号
債務者　白石　有介
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２５５号
福岡市早良区田村７丁目４番14―201号
債務者　石川キミ子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２５７号
福岡市中央区平尾２丁目９番17―1106号
債務者　三澤恵里香
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２６２号
福岡市博多区南八幡町１丁目４番14号
債務者　田中　久晴
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２７２号
福岡県春日市天神山６丁目80番地　サンクレージュⅠ・204号、前住所福岡県筑紫郡那珂川町松木２丁目165番地　パークハウス202号
債務者　西村　　馨
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２７４号
福岡市博多区金の隈３丁目16番23―504号
債務者　迫田八千恵
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２７５号
福岡市中央区大手門１丁目８番14号
債務者　秋山　運朝
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２７８号
前住所福岡市東区箱崎４丁目38番29号
債務者　沖西　知代
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９号
福岡県大牟田市大字歴木85番地１　高泉県営住宅600棟14号
債務者　久保　正剛
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第２７号
福岡県大牟田市不知火町３丁目156番地３　坂井アパート２号室
債務者　林田　直子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第４号
長崎県対馬市美津島町鶏知甲369番地、前住所福岡市東区名島４丁目31番14―101号
債務者　俵　　章廣
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２７年（フ）第３号
宮城県登米市南方町沢田待井９番地３　コーポ千葉205号室
債務者　門田　真依
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第３号
宮城県東松島市矢本字下浦185番地１　県営下浦住宅435号室、前住所宮城県東松島市大曲字筒場89番地７
債務者　渥美　陽子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
埼玉県入間市大字小谷田1518番地414
債務者　桐林　智美
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第７４号
埼玉県川越市新宿町５丁目13番地42　新宿団地６―103号室
債務者　磯　　紘一
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１３号
秋田県横手市平鹿町下鍋倉字下捻100番地
債務者　菅原イチ子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１１号
山形県米沢市太田町５丁目５番１―158号
債務者　小椋　則夫
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
山形地方裁判所米沢支部